

【1 人権・同和教育】

1 目標

一切の差別を許さない強い意志を持った生徒を育成するため、差別に対する科学的認識を育て、差別からの解放に取り組む資質を形成する。

2 方法

- (1)生活を見つめさせ、生活の中での差別や矛盾に気づかせ、みんなの問題として取り上げる場をつくり、それを解決できるよう指導する。
- (2)教師自身が、人権についての認識を深め、研修を積み重ねていく。

3 本年度の努力目標

- (1) 生徒や地域の実態を把握し、その上に立って人権・同和教育を推進する。
- (2) 教科指導・特別活動・道徳・総合的な学習の時間及び日常活動の中で基本的人権を尊重し、さらに特設単元を通じてその徹底を図る。
- (3) 教師自身が人権・同和問題についての認識を深められる研宄の機会を設け、同時に教育実践上の悩みや、経験の交流を通じて指導の研究を行ない、結びつきを強めていく。
- (4) 保護者と教師のつながりを密にし、話し合いや講演会等により理解と協力をもとめる。
- (5) 人権・同和委員会を必要に応じて開催し、具体的な問題を学年会や現職教育に提起していく。
- (6) 帰国子女・外国人の理解を深める学習をする。
- (7) 他の関係機関との連絡を密にする。

4 本年度人権・同和特設授業計画

- (1) 各学年の生徒の状況に応じた題材を設定していく。
- (2) 道徳や学級活動、総合的な学習の時間を活用して指導にあたる。
- (3)各学年の目標

1年	2年	3年
<ul style="list-style-type: none">・特別支援学級についての正しい理解を深める。 (一人ひとりを大切にし、認めあい、人間の優しさや豊かさについて考える。)・合理的なものの見方、考え方を育て、身近な不合理や差別に気付かせ、それを許さない態度を身につける。・平和の問題について学習し、平和の大切さを学ぶ。	<ul style="list-style-type: none">・身近な差別(弱い者いじめ)に気付かせ差別についての正しい理解を深め、認識する力を養う。・社会科での歴史学習をふまえ、偏見や差別をなくし、人権・同和問題を正しく認識することで、問題を解決しようとする姿勢を養う。・差別のない社会を実現するための基盤となる平和の問題についての学習をする。・さまざまな差別の問題に気付くとともに、男女共同参画社会などの今日的課題にも目を向ける。	<ul style="list-style-type: none">・さまざまな差別の本質を明らかにし、差別をなくす態度を身につける。・部落差別についての理解と認識を身につけるとともに、人権を尊重し、差別のない明るい社会を築いていく態度を養う。・現代社会が抱えるさまざまな差別の問題、男女共同参画社会などの今日的課題、平和の問題を学習し、問題解決に取り組んでいこうとする姿勢を育てる

【2 特別支援教育】

1 方針

心身に障害のある生徒に対し、発達段階と生活実態に即した教育を保障するとともに、医療機関との連携をはかる中で、障害の克服を促し、自立していく力を育てる。

また、集団の中で交流を深めることにより、共に高めあう姿勢を育てる。

2. 目標

- (1) 健康な身体をつくる。
- (2) 認識する力をつけ感情表現を豊かにする。
- (3) 生きる力としての基礎的学力を育てるとともに自立する力を身につける。
- (4) 障害を科学的に把握し、医療機関との連携をはかる中で障害を克服していく。
- (5) 集団の中で共に育ちあう力を高める。

3. 本年度実践課題

- (1) 生徒の生活実態(生育歴・生活の現状)を把握する中で、発達段階に応じた教育内容を組み立てる。
- (2) 障害を受けとめていく教育条件を保障していく。
- (3) 仲間づくりをすすめ、よりよい人間関係を育てていく。
- (4) 地域に根ざした特別支援教育をすすめる。
- (5) 軽度発達障害に関する意識の向上と理解を深める。
- (6) 生徒一人一人を行動特性から見つめ直すことにより、個に応じたきめ細かな教育的支援への配慮に努める。
- (7) 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする生徒の実態を明らかにし、今後の教育や施策のあり方を検討するための基礎資料をつくる。

4 特別支援学級について

- (1) 1・2・3に視点をおき、特別支援学級を設置し、「創造学級」と称する。

- (2) 入級は、就学指導委員会で検討する。

※生徒の発達に、よりこまやかな教育の手立てを必要とする生徒から入級をすすめる。

※入級することが、その生徒の望ましい成長につながるものであるかどうか。生徒、保護者の願いを基本としてじゅうぶん話し合いをすすめる。

1 ねらい

・学び方やものの考え方、主体的・創造的に問題解決する能力や態度を育てる。主体的、体験的、問題解決、探求的な活動を通して、課題を見つける力、多様な情報を活用する力、表現する力、評価する力などを養うことをねらいとする。その際、生徒自らが学習活動を作り出していく。

・自己の生き方を考える力を育てる。自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決していく活動の中で、自分の生き方を考える場面を位置づけ、自然や社会との関わり方、自分の生き方についての自覚を深める。

2 学習内容

- 国際理解、情報、環境、福祉・健康、人権などの横断的・総合的な課題。
- 生徒の興味・関心に基づく課題。
- 地域や学校の特色に応じた課題。
- 進路学習に関わり、自己の生き方、職業観に応じた課題。
- 創造力を高めるための課題。
- 仲間づくりに基づく課題。
- 防災・命の尊さに基づく課題。

○平和学習に基づく課題。

【3 教育相談】

1 目標

一人一人の生徒に人格を尊重し、個性の伸長を図りながら社会的資質や行動を高め、心身ともに健全な人間形成を図る。

2 方針

- (1) 生徒の理解を深め、不登校問題をはじめ心理的な諸問題に適切に対応できるよう、随時研修を深める。
- (2) 各学年の生徒のようすを互いに情報を交換する。
- (3) 学校内外の教育相談に関する情報を収集し、実態を把握し紹介する。
- (4) スクールカウンセラーや外部関係機関とも連携を密にする。

【4 生徒指導】

1 目標

「自ら求める生徒」「自ら省みる生徒」「自ら創る生徒」の育成に基づき、一人一人の生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高め、心身ともに健全な人間の育成を図る。

2 指導方針

生徒指導の留意点

基本的な生活習慣、社会的な生活習慣の充実……具体的な指導計画をたて、教師の共通理解の上、生徒に規律ある生活をさせる。

個人指導の充実……あらゆる場で、個々の生徒にふれる指導を進める。(教科・学級活動・道徳・部活動・学校行事等)

教育相談活動の充実を図り、教師と生徒の心のふれあいのもと、生徒理解を深める。(生徒指導票の活用)

集団指導の充実(学級・集団作り)……小さな事でも見逃さず、一人一人の問題として考え、相手のことを考えられる集団を作る。

問題行動の指導

- (1) 生徒理解を深め、問題行動の早期発見、早期解決及び早期治療に努める。
- (2) 問題行動生の指導については、学級担任を交えた複数教員があたることを原則とする。
- (3) 指導は暖かく粘り強く行う。
- (4) 職員会、学年会、現職教育等の機会を通じて、問題行動の理解を深める。
- (5) 学校と家庭の連携を密にするとともに、関係機関との連携を図る。

3 年間指導計画

◎ 毎朝の校門指導(当番制)

月	内 容
4	新入生指導 現職教育(校則・生徒理解)
5	
6	喫煙・薬物乱用に関する特設授業

7	夏休みの生活についての指導
8	現職教育(生徒理解)
9	
10	キッズサポートスクール(1年)
11	
12	冬休みの生活についての指導
1	
2	卒業式に向けて
3	春休みの生活についての指導 本年度の取り組みについて
悩みの相談・迷惑調査・生活実態調査等を随時実施する	

【5 学級活動】

1 目標

- (1) お互いを大切にし、一人一人は生かされる仲間づくりをめざす。
- (2) 明るく規律ある学校生活を送り、生徒が自主的・自発的に行動できる力を育成する。

2 留意点

- (1) 学級屋が学年の実態に即した指導計画を立て、実践できるように留意する。
- (2) 教科・学校行事・生徒会活動等との関連を図る。
- (3) 生徒の自主性・自発的活動の場をできるだけ多くし、個性の伸長を図る。

3 年間指導計画

	1年	2年	3年
前期	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校生活の始まり ・学級の組織作り ・安全な通学 ・体力と健康 ・清掃指導 ・写生会への参加と事前指導 ・保護者懇談会と事後指導 ・中学生の勉強方法 教育相談 ・テストの受け方と成績表の見方 ・夏休みの生活 ・陸上競技大会への参加と事後指導 ・前期の反省 	<ul style="list-style-type: none"> ・2年生の立場と役割 ・学級の組織作り ・健康な生活 ・清掃指導 ・写生会への参加と事前指導 ・保護者懇談会と事後指導 ・勉強方法 ・教育相談 ・夏休みの生活 ・陸上競技大会への参加と事後指導 ・前期の反省 	<ul style="list-style-type: none"> ・最上級生の自覚 ・学級の組織作り ・健康な生活 ・清掃指導 ・写生会への参加と事前指導 ・保護者懇談会と事後指導 ・勉強方法と進路計画 ・教育相談 ・夏休みの生活 ・陸上競技大会への参加と事後指導 ・前期の反省
後期	<ul style="list-style-type: none"> ・合唱コンクールと文化祭への取り組み ・生徒会役員改選に向けて ・校内マラソン大会に向けて 	<ul style="list-style-type: none"> ・合唱コンクールと文化祭への取り組み ・生徒会役員改選に向けて ・校内マラソン大会に向けて 	<ul style="list-style-type: none"> ・合唱コンクールと文化祭への取り組み ・校内マラソン大会に向けて ・進路決定に備えて

<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談 ・冬休みの生活 ・進路学習 ・卒業式への参加 ・校内球技大会への参加 ・1年間の反省と2年生への心構え 	職場体験への参加とその事前事後指導 <ul style="list-style-type: none"> ・教育相談 ・冬休みの生活 ・新年の抱負 ・自分の進路を考える ・卒業式への参加 ・校内球技大会への参加 ・1年間の反省と3年生への心構え 	<ul style="list-style-type: none"> ・冬休みの生活 ・新年の抱負 ・進路の決定 ・中学生生活のまとめ ・卒業式ののぞむ態度
--	---	---

【6 進路指導】

1 目標

それぞれの生徒が自己の持つ可能性を最大限発揮し、各種の技能、知識を積極的に身につけ、創造的、生産的な人物になるよう援助することを基本とし、各生徒がそれぞれの能力・適性・個性に応じて、将来の進路を選択する能力を養う。

2 方針

- (1) 職員は、個々の生徒を理解し、適性を把握するよう努める。
- (2) 進路の指導について職員の共通理解をはかる。
- (3) 各学年に応じて指導時間を確保し、3年間を通じて、系統的・継続的に指導する。
- (4) 職員は産業構造の変化など、時代の動きを適格に把握し、生徒が将来どのような職業に従事できるのかを現実的に教える。
- (5) 生徒自身が進路について意欲を持ち、使命感を深めるよう指導する。

3 各学年の指導目標

1年

- (1) 中学校生活に適應し、自主的な態度を持たせる。
- (2) 自分について考え、個性を発見して将来への希望を持たせる。

2年

- (1) 様々な職業を紹介し、進路面での将来の希望を積極的に考えさせる。
- (2) 中学校卒業後の進路について、どのような選択肢があるのかを一般論として教える。
- (3) 将来どのような職業に就きたいか、アンケートを実施するなどの方法で進路について現実的に考えさせていく。

3年

- (1) 各種の高等学校の内容、その高校卒業後の進学・就職状況を紹介し、進路についてより具体的に指導する。
- (2) 進路に関する保護者のための説明会を適宜開催するなど、保護者に対する進路情報の伝達を十分に行い、個人懇談会などで保護者との連絡を密にする。
- (3) 定期的に実力テストを実施し、成績の推移を常に把握し、進路指導の参考資料として蓄積するとともに、それらの結果をもとにして適切な励ましや、指導を行う。

【7 図書館教育】

1 目標

- (1) 生徒各自の読書意欲を高め、豊かな人間性の育成をはかる。
- (2) 自主的に学習する態度を育てる。

2 読書指導

- 学活等における図書室の利用を図る。
- 教科指導における資料としての図書の利用を図る。

3 図書館運営

次の組織に基づいて生徒の自主的運営を行う。

図書館教育研究部及び生徒会図書委員会担当……生徒会図書委員会……全校生徒

4 生徒会図書委員会の活動

◎ 協議

各学級からの要求の集約 購入希望図書の調査及び選書協議
図書室管理・運営についての協議

◎ 図書室の管理・運営

書架の整理 蔵書の把握 書物の処理 図書の貸し出し作業 当番日誌の記入

◎ 広報活動

図書館だよりの発行 掲示・放送による広報

【8 情報教育】

1 目標

これからの高度情報化社会にあって、多くの情報を的確に判断し、社会の変化に主体的に対応しながら、創造的に生きる能力、すなわち情報活用能力(コンピュータレテラシー)を身につけさせる。

2 教育の方針

一人一人の能力・適正が多様であるため、情報の単なる受け手でなく、生徒自ら主体的に情報手段を活用できる能力を育て、多様な情報の中から自分の求める情報を選択し、役立てていく能力を育てる。さらに、新しい情報を生み出せる能力を養う。

3 各教科の指導方針

(1) 各教科において、必要に応じコンピュータを効果的に活用するように配慮するとともに、「文章表現」でワープロ機能や画像処理の機能を使ってより豊かな表現能力の指導に努め、「数量関係」で実験や観測などにより指導を行う。

(2) 「情報と社会」で情報と人間のかかわりについて、また、情報の重要性や適切な活用について考えさせ、観察や実験のプロセスの情報の検索、データの処理、計測など、コンピュータを効果的に活用する。

(3) 「情報教育」でコンピュータの操作等を通してその役割と機能について理解させ、情報を適切に活用する基礎的な能力を養う。

(4) 総合的学習において、インターネットからの資料・情報収集を行い、マルチメディアを活用したレポートを作成し、プレゼンテーション能力を養う。ネットワークを利用したコミュニケーションや情報の発信で、地域や海外校との意見交換や協力研究による交流をはかる。

(5) 各教科や学活、選択教科においても、積極的なコンピュータ利用の活用について研究する。

4 留意点

6	歯の衛生指導・環境衛生検査(水質検査)
7	治療の徹底、性教育特設授業(2、3年生)
8	休暇中の健康管理家庭との連絡
9	
10	修学旅行前の健康検査 環境衛生検査(照度)
11	
12	冬期健康指導
1	感冒についての管理・指導
2	環境衛生検査(空気) 職員健康診断
3	学校保健委員会・本年度の反省・来年度の健康診断の準備、性教育特設授業(1年)

【11 安全教育】

1 交通安全

交通ルールを守ることを日常生活に習慣づけることにより、交通事故をなくし、自他の生命の安全を確保し、さらに、将来、積極的に安全な社会生活ができるよう心がける態度を養う。

2 防災計画

災害に際し、自らの生命を守り、被害を最少にとどめるため、平素から訓練を施す。

★ 学校事故防止と発生の際の対応 ★

1 学校内の事件・事故防止

- ・ 訪問者の出入りは、正門とする。
- ・ 訪問者に対して積極的に声かけを実施する。
- ・ 訪問者に対しては職員室に寄り、用件を告げるように掲示する。
- ・ 定期的に校内巡視を実施する。
- ・ 生徒の避難ルートを確認し、避難訓練を実施しておく。
- ・ 保護者への連絡方法を確認しておく。
- ・ 教科や行事等の活動では施設や生徒管理面での安全点検を実施確認し、必要な場合は事前に模擬授業や予行等を行い綿密な計画を立てた上で実施する。
- ・ 校内に安全対策委員会を設置し教科や行事等の安全点検や安全確認を行う。

学校事故の内容によって対応のしかたも異なる。特に事故直後の応急処置は、事故の内容によりまったく違うので、一応現場での応急処置が終わったところでの対応手順とする。

2 学校外の事件・事故防止

- ・ 学校行事や教科等で校外活動を行うときには施設や生徒管理面での安全点検を実施確認し、必要な場合は事前に下見等を行い綿密な計画を立てた上で実施する。
- ・ 陸上競技大会等の行事では競技前に施設や監視が十分安全であるかを点検し、安全確認を行った後に開始する。危険箇所があれば管理者等と事前に対処した後に競技を開始する。
- ・ 学校外での行事や活動には、健康カード(安全カード)と保護者への連絡名簿を携帯し指定病院や保護者への連絡方法を確認して事件・事故等に備える。
- ・ 校内に安全対策委員会を設置し学校外での行事や活動の安全点検や安全確認を行う。

3 事件、事故発生時

- 1 生徒の生命を最優先させる。
- 2 近隣の先生や近くの人に大声で助けを求める。
- 3 事件発生を知った者が学校や保護者に連絡を取り事件事故を知らせる。さらに、警察や消防署に連絡する。
- 4 他の生徒に支障のない場合は担任以外の教諭も事件発生現場に駆けつける。
- 5 必要に応じて、校長または教頭がただちに現場に急行して事故の実情を把握し、適切な処置を行う。また、その正確な記録をとる。

- ・発生日時
- ・発生場所(図面)
- ・事故の種類
- ・発生の状況
- ・対応処置(時間の経過にそって詳しく)

4 市教育委員会への連絡・報告

状況報告等は早急に電話等でおこない、一段落ついたところで正式に学校事故報告書を提出する。事故の内容によっては、警察署・消防署・病院等への連絡も必要となる。

★ 緊急時の対応処置 ★

病気・事故

- 深刻な場合、教師は生徒に付き添い、近くにいる人に校長等に連絡を頼む。
- 保護者に連絡を取り、状況を知らせ、119番及び病院での治療についての確認を得る。
- 教育委員会と連絡を取り、状況を知らせる。
- 学校は少なくとも、保護者が来るまで生徒に付き添う。
- ケガの場合、見ていたものに事情を聞き、報告をまとめる。

火事

- 火事を確認したら直ちに近くの火災報知器を作動させる。設備がない場合は大声で周りに知らせる。
- 教室内にいる時は、生徒を一箇所にまとめ、外部に通じているドアから(避難経路)、クラスの出席簿を持ち、直ちに避難する。
- 教室外にいる時は、状況を見て、クラスの出席簿を持ち、避難場所へ直ちに避難する。
- 他のクラスの生徒が近くにいる場合は、共に避難させる。
- 休憩時間に火災が発生した場合は事務室・職員室は校長、担任は教室やその周辺の生徒を避難させる。
- 校舎から離れた安全な場所(グラウンド)に着いたら、生徒を座らせ人数確認をする。
- 生徒が欠けている場合は、校長に報告する。(単独行動はしないこと)

地震

- 地震を感じたら、直ちに近くにある机の下に避難する。
- 教師の指示があるまで動かないようにする。
- 地震が収まったら、外に近いドア(避難経路)から避難する。
- 校舎から離れた安全な場所(グラウンド)に着いたら、生徒を座らせ人数確認をする。
- 生徒が欠けている場合は、校長に報告する。(単独行動はしないこと)
- 地震の影響でドアが開かない場合が考えられるが、落ち着いて救援が来るまで机の下で待機する。
- 休憩時間等の避難、誘導は火災の時と同じ。

危険物・不審物の発見

- 見かけたら、触れぬようにして、すぐに校長、教頭、担任、近くにいる職員に報告する。
- 報告を受けたら、校長は危険物・不審物の確認を行う。状況により119番に連絡、生徒の緊急避難等を行う。

不審者(外部の見知らぬ人)の校内への立ち入り

- 生徒には見かけたら、すぐに近くにいる先生に連絡するよう普段から指導する。

- 見かけたら、すぐに校長もしくは教頭に連絡する。
- 校長、または教頭は不審者を監視しながら、警察に連絡を取る。
- ナイフ等の危険と見なされる物を所持している場合は、大声等で周りに危険を知らせるとともに生徒を直ちに避難させ、校長・教頭に連絡する。
- 教室に避難した場合は、入口や窓から離れた場所で指示があるまで待機する。また、ドアは施錠し、机等で入れないようにする。指示があるまで教室から離れないこととし、校長等は 110 番、教育委員会に連絡する。